

静岡市指定管理者選定委員会規程

(設置)

第1条 静岡市は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせる指定管理者の選定等を適正に行うため、静岡市指定管理者選定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 施設ごとの指定管理者制度の導入に関する事。
- (2) 指定管理者の募集に関する事。
- (3) 指定管理者の選定に関する事。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、委員会において必要があると認める事。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長には総務局長の職にある者を、委員には総務局行政管理部長、生活文化局市民生活部長、生活文化局文化スポーツ部長、保健福祉局福祉部長、保健福祉局保健衛生部長、子ども未来局子ども未来部長、経済局商工部長、経済局農林水産部長、都市局都市計画部長及び教育委員会事務局教育部長の職にある者をもって充てる。

(職務)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 委員長は、委員会の会議の議長となる。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、総務局行政管理部長の職にある委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会の会議の議事は、出席委員の3分の2以上の賛成をもって決する。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員を会議に出席させることができる。
- 5 委員会の審議対象事項の所管課長は、自ら委員会に出席し、又は指定する職員を委員会に出席させて、審議対象事項について説明を行うものとする。
- 6 委員会の会議は、公開しない。

(庶務)

第6条 委員会に関する庶務は、総務局行政管理部行政管理課において処理する。

(雑則)

第7条 この訓令に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この訓令は、平成17年1月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。